

災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と合資会社山陽清掃社（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、家庭系一般廃棄物の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において家庭系一般廃棄物の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「家庭系一般廃棄物」（以下「災害ごみ」という。）とは、災害時において一般世帯から排出されたし尿等を除く一般廃棄物であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、緊急要請が必要であると判断したものをいう。

（災害ごみの収集運搬の緊急要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると判断したときは、乙に対して災害ごみの収集運搬（以下「協定業務」という。）の緊急要請を行うことができるものとする。

（要請手続）

第4条 前条に規定する甲の乙に対する要請手続は、次に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 実施場所
- (3) その他必要な事項

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、必要な人員及び車両を調達し、甲の指示に基づき協定業務に当たるものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた協定業務を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) 作業年月日
- (3) 前項期間内に従事した人員、車両及び時間
- (4) その他必要な事項
(費用の負担)

第6条 前条の規定により乙が実施した協定業務にかかる費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前における協定業務にかかる適正価格（特別料金は含まない。）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲は、第4条に規定する緊急要請を行うときは、乙に対して速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、第4条に規定する緊急要請を受けたときは、前項の情報に基づき、協定業務の実施体制について、甲に報告するものとする。
- 3 乙は、甲から要請があった場合は、甲の災害対策本部員会議に参画するものとする。
- 4 乙は、代表者の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日30日前までに、甲及び乙が協定を延長しない

旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月26日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 山陽小野田市大字鴨庄85番地の1
合資会社山陽清掃社
代表社員 華山文必